

平成28年 渡嘉敷村議会会議録

第3回定例会（6月15日～16日）

2日間

渡嘉敷村議会

目 次

平成28年第3回定例会（6月15日）（1日目）

平成28年第3回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 議長諸般の報告	4
日程第4 村長行政報告	5
日程第5 一般質問	8
日程第6 報告第2号 平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について	36
日程第7 議案第27号 専決処分の承認(渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について	37
日程第8 議案第28号 専決処分の承認(渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例)について	37
日程第9 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	38
日程第10 議案第30号 平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について	39
日程第11 議案第31号 平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について	43
日程第12 議案第32号 平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	44
日程第13 議案第33号 平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	44
日程第14 発議第5号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議について	45
日程第15 発議第6号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書の提出について	47

平成28年

第3回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

6月15日

平成28年第3回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 2日間 自 平成28年6月15日
至 平成28年6月16日

月 日	曜日	区分	日 程
6月15日	水	本会議	<p>会議録署名議員の指名</p> <p>会期の決定</p> <p>議長諸般の報告</p> <p>村長行政報告</p> <p>施政方針</p> <p>一般質問</p> <p>平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>専決処分の承認（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について</p> <p>専決処分の承認（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）について</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）について</p> <p>平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議について</p> <p>米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書の提出について</p>

平成28年第3回渡嘉敷村議会臨時会は
平成28年6月15日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 4番 小嶺勉議員 5番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 小嶺正之

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長補佐	新垣聡
副村長	大城良孝	教育課長	金城満
教育長	新垣一典	民生課長	棚原まり子
総務課長	神里敏明	船舶課長	島村清
会計課長	我喜屋元作	商工観光課長	小嶺哲雄

終了：6月15日(水曜日)午後3時30分

平成28年第3回渡嘉敷村議会定例会議事日程
平成28年6月15日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである（第1号）

日 程	事件番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問
第6	報告第2号	平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について
第7	議案第27号	専決処分の承認（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について
第8	議案第28号	専決処分の承認（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）について
第9	議案第29号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第30号	平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）について
第11	議案第31号	平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
第12	議案第32号	平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第13	議案第33号	平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
第14	発議第5号	米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議について
第15	発議第6号	米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書の提出について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから平成28年第3回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番小嶺勉議員、5番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から6月16日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月16日までの2日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員から、平成28年3月分、4月分、5月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

それでは3月定例会以後の会務報告を行います。

3月12日、渡嘉敷小中学校卒業式があり議員全員が参加をしております。

3月23日、阿波連小学校卒業式があり議員全員が出席をしております。

3月24日、渡嘉敷幼稚園卒園式に議員全員が参加をしております。

3月28日、白玉の塔慰霊祭に議員全員が参加をしております。

3月30日、渡嘉敷保育園落成式に議員が参加をしております。

同日、平成28年第3回南部広域行政組合議会(臨時会)が開会され出席をしております。

4月7日、渡嘉敷小中学校入学式があり議員全員が出席をしております。

4月8日、阿波連小学校入学式があり議員全員が出席をしております。

同日、渡嘉敷幼稚園入園式に議員全員が出席をしております。

4月17日、鯨海峡海開きがアハレンビーチで行われ議員が参加をしております。

4月27日、南部離島市町村長議長連絡協議会定例会に出席をしております。

4月28日、平成28年度沖縄振興拡大会議に出席をしております。

5月9日、平成28年度第2回臨時議会を開会しております。

5月10日、離島六村連絡協議会があり、島根県隠岐郡海士町で視察研修が行われ議員6人と事務局長が参加をしております。

5月29日、全国議長副議長研修会に議長が参加をしております。

以上報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 松本好勝村長

改めましておはようございます。それでは平成28年3月8日開催の村議会3月定例会以降の行政報告を行います。

3月12日、渡嘉敷中学校卒業式、謝恩会。

3月13日、前島郷友会合同新年生年祝賀会及び敬老会に大城副村長が出席をいたしました。

3月15日、役場・交流の家との連絡協議会を行っております。

3月16日、会計検査院第3局環境検査課及び県環境保健保全課大気環境班による会計検査が行われ、下水道、クリーンセンターの補修工事等に係る分を監査を行っております。

3月17日、とかしき祭り総会、今年度は7月22日と23日にとかしき祭りを行うことにしております。

3月18日、県市町村課職員が来島し一括交付金事業執行状況の調査が行われました。

同日、那覇署との凶悪事件発生時の防災行政無線活用覚書の締結式を行いました。

3月19日、島尻安伊子内閣府、沖縄北方担当特命担当大臣と国場幸之助衆議院議員が本村に来島いたしまして行政視察のため、渡嘉敷そして隣の座間味村に行政報告を行っております。

3月20日、南部トリムマラソン糸満市の方なのですが、大城副村長そして教育長が参加をしております。

3月23日、阿波連小学校卒業式及び謝恩会。

3月24日、渡嘉敷幼稚園卒園式。

3月25日、保育所卒園式。

3月26日、文部科学省の公益社団法人、日本PTA全国協議会、国内研修事業IN渡嘉敷村ということで、全国の各都道府県から選抜された中学2年生が本村の歴史や自然に触れ全国の仲間と寝食を共に過ごし島の人たちとの交流をすることが大きな目的であります。これはスタッフを含めまして約110人が来島をしておりました。交流の家にて入村式等がありまして、私、そして副村長、教育長及び役場若手職員を含めての参列となりました。

3月27日、日本PTA全国協議会交流発表会に前日同様、村三役が出席して激励をいたしました。

3月28日、白玉の塔慰霊祭を行いました。

3月30日、とかしき保育所落成式を行いました。

3月31日、退職者の退職辞令を交付をいたしました。

4月1日、村職員人事異動に伴う辞令交付及び新採用職員に対して採用通知の辞令交付をいたしました。

4月4日、本村に赴任された教職員の辞令伝達式に参列いたしました。

同日、環境省慶良間自然保護官が来所いたしまして、小池自然保護官就任あいさつに来所されておりました。これは前任者との人事異動によるものでございます。

4月5日、渡嘉敷区の定期総会、これまでの区長の吉原区長が体調不良のため退任をし新区長に稲守清昭氏を選出いたしました。

4月6日、村鳥獣被害対策実施隊の辞令交付を行いました。

4月7日、渡嘉敷小中学校入学式及び歓迎会。

4月8日、渡嘉敷幼稚園入園式、そして午後から阿波連小学校の入学式、歓迎会がありました。

同日、沖縄本島那覇港の方でN T Tの光ケーブル離島地区海底ケーブル付設工事安全祈願祭が行われ神里総務課長が参加をいたしました。

4月9日、阿波連浜下りですね、雨の中阿波連区民がハナリまで行って浜下り行事を行ったということです。

4月10日、渡嘉敷区浜下り、従来、港待合所で行ってございましたけれども、港待合所の南側の待合所が水浸しのため公民館へ移動して公民館で行っております。なお、当日恒例の爬龍船競争がありましたけれども、朝から雷注意報が発表されたため中止をいたしました。

4月11日、ビーチクリーン活動を行っているチーム慶良間の支援企業キリンビール他協賛企業等をキリンビールに集合してもらい、ビーチクリーンに対するお礼をいたしました。

4月16日、座間味村海開き、村長、商工会長が出席をいたしました。

4月17日、渡嘉敷村鯨海峡海開きを行いました。

4月19日、沖縄電力那覇支店長他2名来所し、本村は那覇支店の管轄になるという説明がございました。

4月20日、沖縄県離島航路確保維持改善協議会渡嘉敷分室の会合が行われました。これは沖縄総合事務局の運輸部そして県の交通政策課と職員を交えての会合でありました。

4月21日、公務職員親睦交流会、副村長ほか、職員の参加をいたしました。村内各職場より参加者約130人でありました。

4月21日から24日まで沖縄国際映画祭、これ那覇市の方で行われ、初日は波之上のうみそら公園でのレッドカーペットの入場と舞台あいさつ、そして渡嘉敷応援団の入場紹介等がありました。2日、3日目と渡嘉敷島の応援団のピーアール活動を行っております。4日目の最終日は国際通りでのレッドカーペットの芸能人及び市町村長の行進等がありました。

4月27日、民間会社のアパート建設について地権者への説明会、那覇のとまりんの方で行いました。

同日、午後からですけれども、南部離島町村長議長連絡協議会定例会がありました。

4月28日、県民の警察官表彰式に参加いたしました。

同日、沖縄振興拡大会議、議長も共に参加をしております。

5月11日、沖縄県森林協会理事会、南風原町のみどり会館で行っております。

5月13日、沖縄道路関係3団体定時総会がありました。

5月17日、村商工会通常総会が行われております。

5月18日、渡嘉敷区行政懇談会。

そして翌日19日、阿波連区での行政懇談会。

5月21日、村体育協会主催の村小中学校バドミントン大会を行いました。

5月23日から25日、全国離島振興協議会通常総会が新潟県佐渡市で行われ、大城副村長が参加をしております。

5月25日、建設行政に関する要望事項の提出並びに懇談会ということで沖縄総合事務局と南部市町村と意見交換会を行っております。

同日、沖縄旅客船協会の総会がありましたけれども、島村船舶課長が出席をいたしました。

5月26日、離島フェア実行委員会総会、今年の離島フェアは11月の25日から27日にかけて沖縄セルラースタジアムの方で行うということになっております。

同日、県漁港漁場協会の総会が水産会館で行われております。

5月28日、歯科医師の金林卓哉先生、そして順子さんご夫妻の感謝の集いを行いました。平成14年10月の歯科診療開始以来13年6月の長きにわたり村民の歯科診療にご尽力されたということで感謝状を贈呈しております。

5月30日、自衛隊職員募集委嘱式、平田春吉氏への交付があり大城副村長が立ち会っております。

5月30日、対米請求権事業協会の総会。

そして同日、県森林協会の定期総会。

6月1日、電波の日、これは情報通信月間記念式典がハーバービューホテルで行われております。

6月5日、沖縄県議会議員選挙投開票日でございます。県内48議席の議員が決定したということでございます。

6月7日、渡嘉敷港湾の現場視察のために沖縄総合事務局より港湾計画課長、そして外1名ですね。沖縄県の土木建築部港湾課の方から班長さん外1名、合わせて4人の方々が視察に来られております。これは先ほど申し上げました先月5月25日に沖縄総合事務局との建設行政に関する懇談会の中で現場視察を強く要請しましたので、それに伴っての本村提出の4項目に対する現場確認でありました。

6月11日、沖縄県商工会青年部連合会南部支部の若い経営者の主張発表大会が本村で行われ本村代表として内野徹さんが「青年部活動と地域振興町づくり未来のために繋げてい

きたい大切なこと」で発表され優秀賞をいただきました。

6月14日、昨日でございますけれども、渡嘉敷中学校バドミントン島尻大会での結果報告の表敬訪問がありました。男子団体ベスト4、個人戦ダブルス準優勝、シングルベスト8ということで島尻代表として県大会に参加をするようでございます。

以上で行政報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内とします。順次発言を許します。

1番、宮平議員。

○ 2番 宮平鉄哉議員

おはようございます。毎日のように東京都議会ではいろんなことが賑わっていますが、渡嘉敷村議会ではそういうことがないように頑張りますのでよろしくお願いします。

まずはじめに、1番、待合室の屋根瓦を早く修繕してほしいという事項をやっていますが、これ最近特にフェリーに乗る機会があって、船が接岸するときに瓦のはぎ取られたような感じ、ここにも書いてありますが、台風でやられたのか、そういう感じでイメージがものすごく悪いと、観光客が見ても島の人が見てもそうですけど、もっとこれを早くやってほしいな修繕してほしいなと思っているんですけど、村長どう思いますか、そのことに対して。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、私も常々考えていることではございますけれども、平成26年3月に瓦補修を実施いたしました。これは1,367枚を補修しましたけれども、その年の7月の台風、7月の台風といいますと沖防波堤が決壊した台風でございます。一部は決壊しております。そのときに南部土木事務所に報告をして港湾瓦補修工事については安全面から作業のため仮足場を設置する必要があり、他の公共工事と抱き合わせて補修できればと考えており、沖縄県とも協議をして対応していきたいというふうに考えております。ですからこれは1枚1枚こういった補修工事については簡単にやったらこの台風は大変だなというふうには感じてはおります。そして1,367枚一応補修したということになっておりますけれども、現実には瓦が飛んでいるわけですから、これはまた県とも相談して対応していかなければいけないというふうに思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

いっぺん1,300枚もやっているというのに、またそれがそういう感じにみずぼらしい感じに見えるんですけど、これもうちょっとそういうのが瓦が落ちないように、台風のとき誰もいないときに落ちるんだったら、あれですけど、もし、万が一修学旅行生とか観光客がいっぱい居るときに突風なんかで瓦が落ちて頭にでも当たったら本当に危ないですか

ら、それを沖縄県とも検討して取れない方法とかいろいろ考えて相談を持ち込んでやってほしいと思います。できる限り早くやってほしいと思います。

次に、下水道の側溝の掃除をしてほしい。毎年のこと、下水道の側溝に台風のせいなのかグレーチングのところまで、表面まで砂が溜まって雑草というか、マツバボタンとかそういうのが生えて本当に花鉢みたいな感じであんまり良い感じがしない。それからあと夏シーズン観光客も来ます。早くそれに対処してほしいと思います。これは普通なら一般質問出してから係の方が電話かかってきて何処ですかみたいな感じのイメージなんですが、ぜんぜん電話もなかったから、これはわかっているのかなと思っているんですが、まずその質問になります。

○ 松本好勝村長

この場所についてはおそらく私が考えている所と宮平議員が考えている所は同じではないのかなと思いますけれども、ナカタマナハの角の方ではないかと私は思っております。と言いますのは、先月、阿波連行ったときに水たまりができて、そしてその側のグレーチング確認しましたらおっしゃるように詰まってといいますかね、相当、砂が入ってそこに雑草が生えてきているということでございます。これは、現在、草刈り作業員による村道、河川等の排水路沿い、それから公園の草刈り作業実施しておりますので、早い時期にその清掃ができるよう対応したいというふうに思っております。このグレーチングはおそらく車が通る度に音が出るためにやっていると思うんですけれども、溶接されているんですよ。そしてこれを一応ユンボで上に上げてじゃないと掃除できないというふうな結果になっております。ですからおそらくその場所ではないのかなと私自身思っていますし、担当の方にも先月からこうこうなっているけれども、知っているかと言うと、私も直ぐできるものと思っていましたけれども、これユンボ持って行かんと引き抜いてじゃないと掃除できないと、いうことで溶接されているというふうなことがわかったものですから、これは早急に掃除をして対応してまいりたいというふうに思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

ナカタマナハ前って村長わかっているし、そういうことに対してもっと1年に1回か2年に一遍ぐらいは、そういう気持ちを持ってほしいと、自覚してほしいという気持ちであります。今、僕が思っている所とは、ちょっとずれていますけど、その端っこの阿波連ビーチに向かってバス広場の所までいっているんですよ、このグレーチングの側溝というのは、ずっといって、バス広場のはっきり言ったらサザンクロスの前ぐらいまでずっといっているんですね。これなんでそうなるかという、1年ごとに砂が溜まって雑草が生えるかというのは台風の度にすごい波のしぶきもだけど、砂が飛んでくるわけですよ。歩きもできない足に当たって痛いというくらい、そのぐらい飛んでくるんで、吹雪みたいだね、それが全部側溝の中に入っていくんですよ。アスファルトの上の方は風で飛んでいくんですけど、側溝にはどうしても入っていくもんだから1年ぐらいしたら、そういう感じで草

が生えてくるという感じで、まして雨が降ったら側溝に水が溜まると、肥料も入れていないのにすくすく伸びると、車のタイヤで踏まない間は上に上がっていくという感じで、今いっぱいになっているけど、側溝事態表面までいっぱいになっています。それも見た目が本当によくないです。バス広場の人間がいっぱい観光客が駐車するところに側溝に草が生えてという感じのイメージが良くないから、これ本当だったらシーズンオフとかにやっていたらそんなに忙しくならないうちに皆さんもそうだけど、みんなできるような感じも考えられます。それを今後1年に1回そういうふうに溜まりますから、それをわざわざ一般質問に出すという感じでなくて、担当の係はそういう感じで頭に描いていてやるようにしてください。

次3番目ですね、花を植えたいねと書いてありますけど、村道阿波連線の側溝側、例年に比べてユリの花やツツジの花が少なくなった感じがするがイノシシの被害、それとも草刈りのせいで花が咲かなくなったのか、もっと花を植えたいねと書いてあるんですけど、そういう時期が周期的にまわっているのか知らんけど今年はとにかくユリの花が少ない感じがして、そういうイメージがあったもんだから出したんですけど、例えばユリとかというのは本当にお客さんが見ても、車から見てもバスから見てもそういう感じ、良いなというイメージの感じがします。だからもしイノシシとか、人間の草刈りで全部伐採した場合には咲かないわけですけど、そういうのをまた村民を上げてボランティアでもいいんですけど、そういう感じで植えて、植えて咲かすという感じでやったら、オフシーズンにでも村内放送で呼びかけてボランティアで花を植えましょうとかユリを植えましょうとかという感じも大事じゃないかと思います。2年前ぐらいですかね、伊江島に行ったとき村長は花をビニール温室にして入場料も取らないで観光客に見せるというイメージで客の集客をしているようなイメージがあります。だから花を愛する人には悪い人はいない、そういう気持ちをモットーに阿波連線の観光客が日帰りでも見れるような感じな、周囲の今ハイビスカスとかそういうのも植えていますけど、花が咲きそうになったら剪定した感じでなかなかきれいな花が見れないと感じですから、ハイビスカスの後側なんかにユリの花を植えて、あと普通の山のユリでも植えて肥料とか、そういうのを入れたらテッポウユリみたいにいっぱい咲くそうですね。これ僕初めて知ったんですけど、僕の知り合いで小嶺勉さんという方から聞いたんですけど、肥料入れたら普通のヤマユリでもテッポウユリみたいに花が咲くんだよと教えられました。それを村道の周辺にもそういうのを植えて、オフシーズンに村民をあげてその作業、肥料入れたりとかしたら、見事なユリの街道みたいな感じになると思います。そういうことを村民みんなでやっていきたいと思いますけど、どうですか、村長。

○ 松本好勝村長

村道阿波連線の道路沿いに植え付けしてありますハイビスカスやツツジについては今年の1月の24日から25日にかけての大寒波、これは何か報道によりますと沖縄で雪が降った

とかという報道等ともありましたけれども、そのときに葉がほとんど落ちてしまったことが原因ではないのかなというふうに思っております。ユリについては気候の影響で開花遅れたものの例年同様に開花したというふうに感じており草刈りが起因していないと考えられます。なお村道沿いの街路樹については事故の際に車の衝撃を和らげる機能等を持っているため、観光客にとってもイメージや魅力を感じることができるよう地域の特性景観に配慮し樹種を選択する必要があるので、今後、計画的に調査研究していきたいというふうに思っております。毎日のように例えば私ども副村長なんかは阿波連から通勤していますので、その時点で寒さのせいで葉っぱがみんな落ちてるとハイビスカスについてはですね。ですからそうなのかなと思っておりますけれども私も見に行きました。そしたらほとんど葉っぱが落ちてしまって、みんなもこの寒波のせいですよと言う人がたくさんいたんですよ。そしてそれまでは、こういうことがないけれども、今年に限ってはほとんど寒波の後に葉がほとんど落ちてしまったと、阿波連線ですね。そういう結果でこのようになったのではないかと私自身も思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

ハイビスカスの話はそうですけど、ハイビスカスとかユリとか、そういう話をしているんですけど、他にも良い花とかそういうのがあったら皆さんで村民で協力して、昔はケラマツツジとか、そういうのみんなでボランティアでみんなで作った記憶もあります。そういうのをもう一度掘り起こしてやってみたいと思います。よろしくお願いします。これで一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで宮平議員の一般質問は終わります。

次に2番島村議員の発言を許します。

○ 2番 島村武議員

通告書に従って質問をしております。まず1番目の放置船対策についてであります。放置船対策については、先般27年度の当初の議会において村長が提案され可決されました。美ら島づくり条例の中で制定をし条文化されております。ちょうど1年が経過をしておりますので、村長も日頃から10日の付く日を清掃の日と充てて村内の美化に対しては十分力を入れてこられておりますし、1つの政策の大きな柱の1つだとも思っております。そこで条例を制定以降、我が村の廃船の状況は把握をさせていると思っておりますので、そこらへんの調査をされたことがあるのか、あるいは調査を行ったのであれば隻数がどの程度あるのか、できましたら現状、主がわかるやつ、あるいは所在が不明なやつ、死亡された方等々細部までわかるのであれば答弁をお願いいたします。

○ 松本好勝村長

ただいまの放置船対策についてでございますけれども、渡嘉敷港においてはローボート3隻を確認しており、その他の船舶については所有者が確認できております。船舶は所有

者の財産の観点からしますと持ち主が明確で使用していない船などは簡単には処分できない事業があります。しかしながら、今後、廃船が増える可能性が十分考えられ、また昨年12月に那覇市の泊漁港で発生した廃漁船の火災や災害時の危険性そして廃船による他船への損傷などが考えられるため、港湾漁港に廃船を放置させないよう放置禁止の指定等沖縄県や漁業関係者、船舶所有者との話し合いを持ち、解決策を考えていきたいと思っております。なお阿波連漁港については漁協に管理委託をしており組合関係者への指導徹底していただき廃船が増えないよう漁協と関係者との連携を強化していこうと思っております。

○ 2番 島村武議員

放置船対策については、全国各所、頭を痛めておりましてなかなか個人の所有物に手が付けられないというような事情もあって、なかなか解決を見られない現状ではありますけれども、先ほど県のお話でましたけれども、県も27年から31年までの5カ年計画で処理の計画もありますし、それから目標も持って取り組んでおるようでございますが、見まして私もひととおり見てはきましたけれども、処分されている船もあるし、また新たに増えているやつもあるんですね。例えば渡嘉敷港の脇なんか道路脇に置かれていて目障りになっているような現状もありますし、また、今回、阿波連の漁港の中での舗装に関する部分にもサバニ等を含めて4、5隻が放置されていた。あるいは台車とかもですね、それらの現状もありますので、やはりこういうのを片付けていくと条例を制定した以上は、やはりこれをきっちりと執行していくというのは、やっぱり行政の責任でもありますし、漁船等々に関しましては、これは持ち主が誰なのか云々というのは、やはりある程度、漁協とタッグを組んで進めていかなければいけない事項ですので、村長がお声をかけていただければ協議会等々を発足させてもらって、そのメンバーに職員を入れて持ち主をちゃんと捜していくというような協力もできるのではないかと考えております。今後これを解消していくためには、たいへんな難題をもっておるだろうと思っておりますけれども、今一度、村長この放置船の問題解決に向けて、今、一度、村長の決意を伺わせていただきたいなと思っております。

○ 松本好勝村長

はいわかりました。このことにつきましては、私も以前からこういうこともあるんだよということをはなしております。よくギジュヌ崎に行く場合に遊漁船の今避難所になっているお墓の近く等にも以前から使われていないおそらく3年ぐらいは放置されているんじゃないかというサバニもありますし、またヨット等も置いてあります。これも主が分かる分については、早速その持ち主に連絡をして片付けるように話をしたいというふうに思いますけれども、何か聞くところによりますと、サバニは簡単に燃やせるけれども、ファイバーで造られているのはちょっと沖縄県でも、これの処分は非常に難しいようなことを聞いております。ですからこの対策等につきましても、処分等につきましても関係者と十分話し合いをもち、また阿波連漁港等につきましては、私が見ましても台車も壊れてしまっ

ておそらく移動するにも大変ではないのかなと思うのも2隻ぐらい私自身も思っております。ですからこのことにつきましても、片付けて処分すれば置き場もまだまだ十分ではないのかなと思っておりますので、これについては漁協の組合員ともよく相談をして、早速そういった片付けには入りたいというふうに思いました。

○ 2番 島村武議員

F R Pにつきましては、本島内に業者もあるようですよ。1つありますけどね。昭和工業といいまして、様々なスクラップからF R Pについても当然会社でも受けますけれども出張して処分をするということもやられているようですし、県事態も例えばリユースに使えるのであれば手を加えて東南アジアとか、そういうところに送ろうとそういう計画を持っているようですし、村内でF R P船を処分するということはまず不可能です。ですのでカットして送るとかというのであればわかりますけれども、そういうのを業者のちゃんとした選定をしてやっていただければ、たぶん出張で来てそれだけじゃなくして、例えば台車であればスクラップとしても可能になりますので、総合的な取り扱いをしているようなところもあるようですから、そこら辺を調査していただいて、これだけのものがまとまると逆にこちらにいくらか還元されるケースもでてくるのではないかなというふうに考えております。そして現在F R P船が持ち主もわかっていても要するに本人自体でもなかなか処分ができないという現状もありますので、行政が音頭を取っていただいて1つにまとまるというのであれば、ちゃんと料金を支払いをして処分をしてもらうという持ち主などもおりますので、できましたら同じ業者が来てそれぞれ1つ1つチェックをしていくらかかるならかかると。これを個人との交渉にしてもらって処分していくという方向が一番いいんじゃないかと思っていますので、ぜひそういう取組をしていただきたいというふうに考えております。

2番目に移ります。遊漁船のバースについて、これについてはいろんなかたちで質問もしてまいりましたけれども、まず渡嘉敷村道阿波連線の開通が予定されているわけですが、そうしますと、現在、漁協横の渡嘉敷港のスロープを利用している漁船の皆さんこれも当然、遊漁船のバースに移動しなければいけないわけですが、そうなりますと現状、大型船が4隻以上ありますので、そうしますと向こうに、この分が全部移るとなるとあのスロープでは手狭になるのは、これ皆さんがご覧になってもおわかりのとおりだと思います。あと村道開通まであと2年ぐらいしかないので、これからどういう取組をしてはじめていかないとその場になってからはなかなか対応ができないという現状があるわけですが、村長そういうことに関しましては、現状どのような考えを持たれていますか。

○ 松本好勝村長

渡嘉敷港を利用している移動対象漁船については3トン以上の漁船を予定しております。船数では4隻が対象予定で3トン未満の漁船については、これまでどおり当分の間は

台風時に利用している現在の倉庫横での揚場を利用させていただく予定でございます。遊漁船バースに移動する予定の4隻の漁船については現在、遊漁船バースを利用している船主とも調整協議のうえ揚場を決定していきたいと考えております。なお小型遊漁船については台風時は村道ギズ線沿いの船揚場を利用しており、揚場スペースについては確保できると考えておりますが、年々増える船舶に対応できるよう周辺施設の整備に向けて沖縄県とも協議要望していきたいというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

手狭になることはもうわかっていることなんですね。それで前回にも、私これ質問をしたことありますけれども、未舗装部分を舗装したらどうかという3月でしたか、今年の当初の中でやりましたけど、それは野積みをやる予定している場所、あそこのことを質問しました。その折りに県はそういう予定はないという答弁がありました。ですからあそこを舗装することによって大型船の例えば台風時の繋船でもあそこまでだったらぼんぼん移動できるような距離ですからなかなか上までということになると、これはもう相当難しい話で行き来だけで台車が傷んでしまうというようなことになります。直ぐ東側ですよ。スロープのすぐ東側の野積み場というんですか、そういうものに使えるようにというようなことで当面の間、県サイドは舗装の予定はないというような答弁をされているというかたちで村長から答弁をいただきました。当時の課長からも、そのように話はしてもらっておりますけれども、おそらくあそこを舗装しない限りなかなか思うような、あそこでの繋船、それから先ほど村長も言われましたけれども、今後増えるであろう、そういう見込を立てておりますとなかなかあそこだけでは間に合わないというような状況が生じてきますし、将来的には3トン未満のサバニやら小型船やらも当然向こうに移さなければいけないという状況が生じてきますので、ぜひ未舗装部分の舗装を続けて県に要望をずーっとしていただきたいなと思っておりますし、向こうの利用の利用するにおいては調整時に漁船の方は毎回いつ上げて補修したりとかということが、おきるかわからない状況の中でも普段、毎回使っているそういうところですので、ある程度、優先的にそこに置けるような状況を作っていただきたいと考えております。

もし、話し合い等々が必要であれば声かけをしていただければ船主の皆さん集めまして、組合の方で通達して集まってもらうというようなことも可能ですので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。前回、質問いたしましたことでございますけれども、イの墓地管理道路について村長も前向きな答弁でしたので、それから何か進展がありましたかなと、何か例えば何筆ぐらい、あるいは何人ぐらいの地主さんが絡んでいるとか、そこらへんをお調べになられたのかなと思って質問を出してありますけど、それも何か変化ありましたか。

○ 松本好勝村長

墓地管理道路については村営住宅建設を前提に地主と交渉を行ってきた過程で一部地主

より借地承諾の条件として墓地への管理道路整備が提示されておりましたが、その後、新たな建設用地確保の目処が付いたため管理道路整備を前提とした地主とのその後の交渉は行っておりません。これまで議員に説明してきたところでありますが、村としては再検討するというので3月議会において答弁をいたしました。現時点での交渉はありませんので引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。今私の手元に、その周辺の地主の名簿等、土地の区画等のコピーがありますけれども非常に役場の後からとなると難しいなど、ただこれはもうどうしてもというのであれば、話を進めないといけないとはいけないとは考えてはおりますが、私は当初、この計画はあがりよしはまの所からウニギラマのお墓に向かって行く、その道路から20mぐらい左側に行って、その分の道路というふうに考えておりました。しかしながら平成23年ぐらいですかね、前村長の頃からの3月いっぱいです。4年ぐらいの定例会の3月議会の時に私はたまたま傍聴していましたが、そのときまで、その方のご事情というふうに認識しておりました。最近になって、そこじゃなしに役場の裏からのずーっと旧ゲートボール場に向かってということが出てきたものですからね。ああそうなんだというふうにはじめてわかったところでございます。ですから、このことについては少し研究させてください。何名かの地主さんがいますので、そこまでとなると非常に難しいのではないかなと思って新たにまたその予算立てもしなければいけないと思っていますので、必要だとは感じておりますけれども、ひとつそのことにつきましては、当分の間、研究時間を与えてください。

○ 2番 島村武議員

村長この道路に関してはですね、何年かは忘れましたが、1度この計画が出た時はここからですよ、ここからの計画なんです。それで前議長の後のお家の後あたりにお墓がありますね。そこまでの道路の計画だったはずなんです。私が何で今回、独立してこの部分だけ出したかといいますと要するにこのゲートボール場の価値はたいへんなものがある、そこに集合住宅を造っていただきたいという考え方は今でも当然持っていますから、これはまた別の機会にやりますけれども、それとは独立してもやっぱりこれ絶対必要なんです。なぜかといいますとここに4基ですかね、あります。ありますけど考えてどこから入れたいのでしょうか。入る場所ないですよ。正直なところ、農協があるまでは農協側から出入りをしていましたけれども、入る場所ないんですよ。この一番後の豊田さんのお墓で不幸があったときに、どこから入ったと思います？ 今の安次郎さんなんかの間に仕切りやってもらっています。これができたときにね役場が、そこに2本それぞれ2本ずつの9寸角の木材を通して上ベニヤを敷いて上から渡ってお墓に案内をしたという経緯があります。そういうのを見ていると自分なんかも、そこにありますから自分のためにやっているように思う人がいるかもしれないけれども、ああいうのを見ますと、ぜひこの間喜一さんの後の方までだけでも第一段階としてやってもらおうという方向性を示していただき

たいなど、私、考えています。

その中で同じ土地が2筆あります。そこはちゃんと協力はしますよと申し上げているわけですよ。そしたらたぶん豊田のところと、もう一方一番大きいのは227番地ですけれどもその交渉をひとつ今、私が申し上げたことを念頭において交渉していただけると、そこをひとつ手始めとして第一段階として進めていただくというお気持ちを。

○ 松本好勝村長

そうですね、以前から前村長のころから質問が上がって、そういった経緯がありますけれども13筆ほど、この裏からそのゲートボール場までの間のところまでは13筆ぐらい地主さんがいるということですので、これを計画をして、まず第一段階として、今、武議員おっしゃるように、その役場の後から徐々にやっていく方法しかないのかなと考えておりますけれども、そういう積極的な、じゃあ協力しますということであればやりやすいのかなと思っておりますけれども、他に大きなのがありますよ2筆。例えば、ここには住んでいないんですけど、そういった方々もいますので、そういった方々に了解が得られるのかどうかではありますけれども、用地交渉というのは非常に難しい問題で徐々にしかもうできないと思っておりますけれども、いずれにしましても一応そういった地主さんについては計画を出して話を一遍持っていかなければ前に事が進まないというふうなことがありますので、そこらへん時間はかかりますけれども、私は自分の任期中に、そういうことは一応はこの地主さんに話は出してみますということで約束をしたいと思っております。

○ 2番 島村武議員

積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ実現できるよう取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に移ります。イノシシの生体出荷による被害対策資金造成について、これは今回の補正予算でもかなりの金額を計上されて予算が計上されております。それについては予算については予算審議の場でもありますし、また新たに質問も出ているようですので、そこでやっていただきたいんですが、イノシシの生体で出すという方法論について何かお調べになったことありますか。

○ 松本好勝村長

イノシシの生体を扱っている業者の情報を南部保健所や沖縄県中央食肉検査所へ確認をしましたところ南部管内には無いとのことでしたので、もう少し時間がかかるものだというふうに思っておりますので、暫く時間をいただきたいというふうに思います。

○ 2番 島村武議員

これは私も調査が行き届いていない部分がありますので、こちらの方でも調査をしてどこそこというようなことがちゃんとできれば、その時点でやっていきたいと思っておりますけれども、これはやはり生体で出すのが一番いいだろうと、当面お金にするには、そういうふうに思います。その上でそれをイノシシの被害対策に充てていくと、というのが一番スムー

ズにいける道だろうとは思っておりますので、ぜひこの調査も継続してやっていただきたいというふうに考えております。以上です。ご静聴ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで2番島村議員の一般質問は終わります。

次に3番平田議員の発言を許します。

○ 3番 平田春吉議員

私も通告書に従いまして4点ほど質問したいと思います。まず、阿波連の前田の開発についてでございますが、これ去った行政懇談会でも意見が出てました。40年放置しているのは職務怠慢だと厳しいことを言われておりましたけれども、確かにそのように私も思います。たまたま以前に村長と道で立ち話をしましたら、説得するのに難しいみたいな意図を感じたんですよ。村長、別に私はそんなに難しいことではないと思うんですよ。例えば極端な話、阿波連出身の議員3名いらっしゃいます。僕を入れてね。そういう人をみんな協力するはずだし、阿波連区の区長もいらっしゃいます。役員もいらっしゃいます。皆さんが協力を仰いでお願いすれば簡単にできると思うんですよ。

それとこの一遍に分配統合してやれということではなくして、質問があったように沖縄の方言で言ったらまず草を刈る前にはけ口を開けると言いますよね。村長ね。あーいうやり方でやっていけばたぶんできると思うんですよ。1回に全部ぱつとやろうとすると大変なことだと思います。そこらへんをよくよくあれしながらやったらどうでしょうか。という質問ですが村長どうでしょうか。

○ 松本好勝村長

前田地区の伐採については、平成25年度の一括交付金事業を活用して実施予定となっておりますが、現地が湿地帯であることで伐採処理するための機械の搬入や作業道の設置等の問題が生じたため伐採を断念し、今後のための調査設計のみを実施しております。計画については伐採に多額の費用と日数を要することが予想されるため、財政面や実施規模について調整する必要があると考えております。実施の時期については検討していきたいというふうに思っておりますけれども、このことについては私からも予想される問題点等がありますので、これ休憩をかけていただけませんか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 松本好勝村長

386筆の方々をどうやって説得するかということと、その使用目的がいろいろ宅地にしてくれという方々も、その意見交換の中であったようだし、それから畑にしてくれというふうなこと等もあったようですので、まずは使用目的とか、そういうことを地域住民の意見を聞いてから問題解決に当たるのが先ではないのかなというふうに思っておりますの

で、すぐここで結論を出すわけにはいきませんから、これもまた同じような答弁になるかもしれませんがけれども、しばらく時間をもらうしかありませんので、ちょっと考えさせて下さい。

○ 3番 平田春吉議員

いいですよ、今言う全員説得するの。これも1つの方法でしょう。また測量を入れる、これも1つの方法でしょう。いろんなこと、まず手を付けてもらわないことには納得しないと思います。何らかの形で早急に出来ることから手を付けてほしいと思います。

例えばいま村長がおっしゃった使用目的、これはたぶん地主の3分の2は現在の区民だと思えるんですよ、阿波連のね。ですから集めて区長さんをお願いしてやれば前に進む話だと思います。ぜひ何らかの形で手を付けて下さい。

次いきます。エコツーリズム推進法についてでございますが、これはもう6年、7年ぐらいになりますかねプレ協議会終わってから。全然進んでない。環境省の担当も、もうこれ以上環境省が手を入れたらなんか進まないから、もう手を当分引きますということまで言われました。なんでこうなっているのかと。この質問内容に書いてあるとおり、今までの経緯、どういうふうな話し合いをしたのか。これは座間味村との話が主だと思えるんですよ。だからどういうふうな話し合いをしたのか、どこまで話がいつているのか、そこらへんを報告してほしいと思います。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては何年も前から質問をしているのですが、進展がみられないと。そしてこれまでの経緯を説明して下さいということなんですけれども、まず、ここに提出されている4点目、順を追って説明したいと思います。まず1番目の隣村との話し合いはいつ何年、何月、どういう会合をもたれたかという質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり本事業が停滞していることをお詫びいたします。この件に関しての隣村との話し合いは、平成27年1月に阿波連生活館において座間味村関係者と協議を行ったのが最後となっております。これが1点目です。

2番目、その話し合いの結果はどうなりましたかということなんです、その時の話し合いの内容は、慶良間サンゴ礁保全利用部会の立ち上げについて協議が行われましたが、座間味支部の内部調整と本島支部の取り扱いで合意することができず、推進協議会上で再度検討することとなったと。

そして3番目、現在どこまで話し合いができていますかということなんです、その後何度か調整会議をもちたいと座間味村と日程調整をしましたが、座間味村内の阿嘉、慶留間ダイビング協会と座間味ダイビング協会との調整ができていないということで調整会議が開かれず現在に至っております。

そして4つ目の、いつ渡嘉敷村の推進協議会がスタートできますかということなんですけれども、現在、見通しが立っていませんが、平成26年度に慶良間サンゴ礁保全利用部会規約

(案)が作成されていますので、座間味村の状況を確認し、少しでも前に進めるよう協議を開始したいというふうに思いますということ。この4つなんですけれども、前総務課長の宮平、退職しましたけれども、課長からも私は全く同じようなことを聞かされております。ここだけの問題ではなしに座間味側との問題が絡んでいるので、向こうがそういうことをやってくれないと、向こう内の内部の調整をやらないと進めることができないですということで私は報告を受けております。ですからこのとおりで私の言うふうにして、この質問の内容で経過報告はしていますけれども、この経過報告のとおりではないかなと思っております。

○ 3番 平田春吉議員

これ実は商工観光課長宛てに書いたんですけれども、審査するときにもれてるみたいですね。課長はたぶん以前も担当していたから詳しく分かると思うんです。座間味村とか言っているけれども、話し合いをしないことには分からないですよ。座間味村の担当に聞いたらまたこう言う。渡嘉敷村の担当に聞いたらこう言う。おそらく両者が完全にこういうことというために本当に真実味をもって話したかどうかこれ疑っています私は。ですから課長宛に出したんですけれども、ちょっとこれもれているんですけれども。そこらへんを聞くために、というのは今ジシップの周辺、トップシーズンになると渡嘉敷の船が入れないんです。苦情がいっぱいきます。なんであれは那覇の海かと、そこまで言われるんですよ。説明のしようがないから、これはエコツーリズム協議会で、実は本島支部もつくってあります。本島支部の支部長もできています。だから話し合いをしてやっていけば、座間味村と渡嘉敷村の問題なんです、行政同士の。なんでこれができないのか、不思議でたまらない。できたら課長に答弁お願いしたいんですけれども。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

いまご指摘のとおり、私が去年の4月1日から異動して以来、これに関しての協議は一切行われておりません。座間味村の担当者に対してアプローチは何度かやっておりますが、なかなかそちらの業務があまり進んでいないということで、同じテーブルに着く気配がなかなかないんです。今回そういったこともありますので、出来る限り今年度においてそういった協議を始めないと前に進まないと思っておりますので、座間味村の担当課とテーブルを一つにして、これに対してどのようにやっていくかということを進めていきたいと思っております。

○ 3番 平田春吉議員

これは海の自然も守らないといかん、いろんな要素が絡んでいますよね、課長ご存じのとおり、これは大事なことなんです。また我々島の業者の生活もかかっています。逆に話の途中なんですけれども、入島税みたいなかたちを取ろうという話まである程度取り決めてありました。だからそういう観点からすると、経済効果も確かに上がってきますよ、また規制もできる。なんでこれやろうとしないのか何年も経つてもと、私は腹が立っているんですよ、はっきり言って。これについてどう思いますか。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

平田議員のご指摘のとおり、実際数年前から、この事業が進行していないという状況にありますので、出来る限り28年度から、この保全利用部会が動き出せるように座間味村と今後協議をしていきたいと思えます。

○ 3番 平田春吉議員

時間がない何がないで逃げることばかり考えないで前に進めることを考えて下さい。これは渡嘉敷村も環境省も絡んだ問題ですよ。ですからもうちょっと熱心にやってほしいと思えます。

次いきます。阿波連ビーチのレジャー業者の使用についてですけれども、いまいろんな業者がたくさん入っています。村長ご存じかどうか分からないけれど、シーカヤックあり、サップあり、ジェットスキーあり、いろんな業者がいっぱい入っているものですから、あれいつ事故が起きてても不思議ではないんです。だからみんな心配しています。以前に質問したことあると思えますけれども、確か商工観光課がスタートした時ぐらいのことですかね、阿波連ビーチでちゃんと区分けをして、例えばこっちはガラスボートが出る場所、こっちはジェットスキーが出る場所、こっちは何が出る場所と、こうやってやらないと危ないですよと言っているけれどもまだ全然何も手を付けていないですよ。沖はダイビングボートが走って行きます。そこまで平気で来ますからね。いつ何があってもおかしくない。そういう状況まできています。なんとかこれ考えてもらえませんか。

○ 松本好勝村長

ご指摘のように、近年はマリンレジャーが多種多様化していて、観光シーズンに阿波連ビーチの危険度が高まることを懸念しております。おっしゃるような感じを私たちももっております。阿波連ビーチには遊泳監視区域や遊泳区域、そしてボートなどの航路に当たる遊泳禁止区域など利用ルールを定めております。マリンレジャーを営む事業者の皆さんにはこのルールを守ってもらうと同時に、お客様に対しても利用ルールの周知を図ってほしいというふうに思っております。またマリンレジャーを行うときには必ずライフジャケットの着用を徹底するなど事業者間の自主ルールをつくるのが望ましいというふうに思っておりますので、事故のないように、これはみんなが思っていることではあるんですけれども、こういったことが区分け等、先ほどご指摘のように、私はこういった禁止区域等、あるいは遊泳区域等は既にされていると思っておりますけれども、もしも再点検をしてそれができていなければ、これをはっきりするように指示をいたします。

○ 3番 平田春吉議員

いま村長が答弁なさったように、まず地元がルールをつくれれば、どういうふうなことをする。例えば海上保安庁とか県警とか出してきて指導することもできるんですよ。ところが地元管理の地元でルールがない、何も取り決めもない。これではどうしようもないんですよ。だから村長がおっしゃったように、地元でルールづくりをして、業者を集めてち

やんとやらないことには前に進まないと思うんですけれども。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

ただいまの件ですが、阿波連ビーチに関しては先ほど村長が述べられたとおり遊泳監視区域と遊泳区域、ボートの出入りに伴う航路部分は遊泳禁止区域ということで表示板とかで表示をしていると思います。以前にもこういった問題がありましたので、関係業者の方々はそのエリアを知っていると思いますが、ただ基本的に阿波連ビーチにおいてスロープの延長の部分、たぶん航路になっている部分があるんですよね、ガラスボートが入ってくる部分があります。そこのブイの明示が的確にされているかどうかというのがいま確認できていませんが、図面上ではこういった方に表示はしてあると思いますので、これを徹底していくということになると思います。

○ 3番 平田春吉議員

課長あのですね、我々ダイビング協会もブイをいっぱい入れてあります。あれは許可がないと駄目なんです、金も必要です。水面使用料という金を払わないといけないんです。勝手にブイを置かす自体おかしいんです。いいですか、そこらへん分かっておかないと駄目なんです。だからたぶん、漁協にお願いをしまして我々は南部土木事務所に申請します、緯度経度を出して、アンカー打つのにですよ、そこまでやらないと駄目なんです。課長が心配しているのは無駄骨だと思うんです。勝手にやったやつに心配しているという形ですよ、あのブイというのは。あれはあっていけないことなんですよ、許可ももらっていないのに、そうじゃないですか。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

先ほど説明したものは、看板等、そういったもので大まかな図面で点線を引いてここはこうですよという指示はしてあると思います。こういったことで区域が分からないということであれば、議員が言われたとおり漁協と協力してブイを打つ必要があるかどうか、そこまで検討して安全確保に努めたいと思います。

○ 3番 平田春吉議員

課長、早急に業者を集めて、エリアをここからこうとはっきりさせてやらないと、あれ危ないですよ。ぜひお願いします。

次いきます。保育所の跡地利用についてであります。村長、郵便局に僕はよく行くんですけれども、あっちへ行ったら、ワンボックスで入ってきたら停めることができないものだから前に停めるんですよ。混雑する。僕よく見るんですけれど、保育園の柵がありますよね、あれ取って、遊具取っただけで相当違うと思うんです。別に建物を壊す云々じゃなくて、それだけで相当駐車場ができると思います。それと郵便局はいま株式会社ですよ、公ではないですよ、どうですか。郵便局の利用者とか、中央公民館の利用者で向こうが混雑していると。あれを解消してほしいという質問です。どうでしょうか。

○ 松本好勝村長

へき地保育所、これまでのですね、旧公民館を利用してきた建物であります。築45年が経過しており、建物の再利用は厳しいということで取り壊して更地にし、その後の利用については効果的かつ効率的な利用形態を検討していくということでこれまでも答弁をしたところでございます。議員の皆さんから公園整備とかあるいは駐車場整備をしたかどうかということも伺ってきておりますこれまでですね。現時点では利用形態を確定していない状況であります。集落内に公園を整備することも駐車場として整備することもたいへん有効な跡地利用と考えているところですが、近い将来、老朽化した中央公民館の建て替え等も考慮した跡地利用を考える必要がありますので、これまでと同じ答弁になりますけれども、多くの村民の皆さまの意見を伺いながら総合的に有効な跡地利用ができるよう慎重に検討してまいりたいと思います。

ただ、おそらく学校校舎でしたら危険校舎で駄目ですよということになるかと思えますけれども、如何せんこの中央公民館は45年経過しているわけですから、近々これは建て替えしなければいけないと。本会議におきましても以前に建て替えができなければ内装のやり替えをして、響いていますよね今、声が聞きにくいということ等があったのでこれをやったらどうかという質問等があったかと思えますけれども、それについても建て替えの時期にきておりますので、それは金銭的に金をつかうのはどうかという意見等もあって現在に至っているわけでありましてけれども、いずれにしても近い将来、この中央公民館は建て替えの時期にきていますので、それまでは現時点においては中庭の方は駐車場として使わせて、それから考えようということにもしてあるんです。

そして保育所が新しいところに移ったものですから、少しは以前よりは車の利用はいいのかなと思って、職員にも極力、いい天気には役場の前に車を停めるんじゃないし、公用車であってもそこを利用して停めたらどうかということも言っております。ですからすぐ駐車場にしますということの整備等はできませんけれども、中央公民館の建て替えとともにそこら一带の整備は考えていきたいと思っております。ですから当分の間はそのままやりたいと思えますけれども、ただ砂場については考えなければいけないと思っております。それと、郵便局の前に非常に水が溜まるものですから、そこも含めて今度の夏までにはできたら整備したいと思っております。水が溜まるということについて行政懇談会でも話がありましたので、そこは何とかしなければいけないというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

ぜひ、金をかけないでできることだったら早めにしてほしいなど。そうすると住民が助かると思います。行政というのは住民の福祉サービスですからよろしく願います。

これで私の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで3番平田議員の一般質問を終わります。

次に、4番小嶺議員の発言を許します。

○ 4番 小嶺勉議員

2つだけ簡単に質問したいと思います。皆さんにコピーを配っていますが、これは渡嘉敷出身の若い女の子が、我々はこの考えをもっていますけどどうですか、小嶺さんということで、読んでみて中身がどうのこうのじゃなくて、渡嘉敷出身の青年たちでもこういういろんなものの考え方をしている方々がいるということは頼もしくなりました、それでは村の方に、そういう方々を集めていろいろ質問なり希望なり考え方を、渡嘉敷の将来の産業とか観光において聞いてみたらいかがですかということで質問に出しています。

渡嘉敷の若い方々も、それぞれ多岐にわたるいろんな仕事についておられます。いろんな考え方もあっておられると思います。こういうことを通して、村に対して愛郷心を育むことにつながるし、ひいてはふるさと創生資金とかそういうものにもいろいろなことが期待できるんじゃないかと考える次第でございます。そういうことに関して村長の考えをお伺いしたいと思います。

○ 松本好勝村長

これは担当者から出てきているのから先に答弁したいと思いますけれども、まず、村民以外、村出身の青年層からご意見を聞いてはどうかということなんですけれども、村外の青年層への意識調査については今のところ実施予定はありません。今年度村では渡嘉敷村観光振興実施計画を作成することとしており、それを実施する中で渡嘉敷村の観光を将来どういう方向に進めたいのか、全村民を対象に意識調査を実施することにしております。いまご指摘のように、私も手元にこれを見て、いいところに、おそらく島の郷友の方々だと思いますけれども、やはり私たちが感じないところを感じるのだなと思っております。こういったこともやはり参考にすべきではないかと思っておりますので、このことについて今のところ村民の意識調査は考えておりますけれども、この郷友とのことは考えていなかったですけれども、これはまた郷友会とも相談してみます。そしてから進めたいと思いますのでそこらへんご理解していただきたいと思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

この若い方々が渡嘉敷村郷友会に参加していらっしゃるかどうかは分かりません。その点で郷友会だけに声を掛けても、この若い方々には届かないと思います。そういうことで郷友会だけではなく、出身の若い方々にぜひ声を掛けてやってほしいと思います。これからこういう若い人たちが村のことを考えて村を担いでいく方法をやっていってもらわなければ、方向付けをしてもらわなければ、こういう島は発展をしないと。ぜひ実現できるように行政をお願いしておきます。

次、観光ですが、この前、県の離島誘客ブランドPR事業で、慶良間は清らかさ自然のままがコンセプトイメージとなっているということで新聞に載っていました。村のこれから誘客プロモーション活動、要するに渡嘉敷をどうやって売っていかということですね、そういう考えがあれば、ご説明お願いいたします。

○ 松本好勝村長

観光客の誘致プロモーションについては、平成26年度から県内外で積極的に実施をしてきております。県内においてはとまりんフェスタ、県産業まつり、離島フェア、国際映画祭での出展観光PR、本島で開催されるマラソン開催、駅伝大会でのとかしきマラソンPR活動を行います。県外においては沖縄コンベンションビューローが主催する離島コンテンツフェア、ツーリズムエキスポジャパン、修学旅行フェアなどへの出展観光PR活動、またソニーアクアリウム、全国アイランダーへの出展観光PR活動や、村商工会と連携した独自の修学旅行誘致キャンペーンを北陸地区及び北関東地区の旅行社及び高等学校を訪問し誘致活動を展開していきます。

その他東京でのダイビングフェアへ毎年参加しており、今後も国内向けの観光客プロモーション活動を積極的に行っていきたいと思っております。去年は初めてでしたけれども、このことについて関西地区の高等学校訪問だとか、あるいは初めてですけれども関東地方の北側、茨城、栃木あたり、そこはまだやっておりませんでした。神奈川、東京、埼玉は従来どおり、これまで高等学校訪問等をやりましたけれども、茨城、栃木辺りはやっていませんでしたので、今年の1月にそこら付近も一応はPR活動に行っていました。ですからこのことにつきましては引き続きそういった活動を展開しなければいけないと思っておりますので、これは商工会との連携ですけれども、そういった活動等をこれからも続けていきたいと思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

村には観光誘客プロジェクト委託業務がありますけれども、いま言っている県の事業は、年々増え続ける外国人観光客には非常に有効ではないかと考えるわけですが、そういう外国人向けの誘客運動とか、そういう事業というのは村としてはどういうふうに考えるかお願いします。

○ 松本好勝村長

特別に外国まで出向いて、そういったPR活動は現在のところやっておりませんが、パンフレット等を通して那覇市内のホテルとか、そういったところに置いて、中国語そして韓国語が書かれていますので、私たちが読んでもあまり分かりませんが、そういった活動は通してやっております。それを持って来られるという外国の方々もいらっしやいますので、これは引き続き、特に外国へ行ってそういうPR活動というのは今すぐには難しいとは思いますが、これは内部調整で、これは座間味村との協力にもよりますが、どういうふうにやっていきたいか、どういうふうにやろうかというのは沖縄コンベンション等を通していろいろアドバイスを受けてやっていきたいというふうには考えております。

○ 4番 小嶺勉議員

外国へ行って宣伝するというのは大変なことです。お金もかかりますし、不可能に近い

お話だと思えます。そうではなくても渡嘉敷からでもいろいろ発信できるわけです。そういういろんな方法をつかって、ぜひ、外国とかそういうところにも発信して渡嘉敷を、または公園ですから、そこをPRしてやってほしいと思えます。これで私の質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番小嶺議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、5番當山清彦議員の発言を許します。

○ 5番 當山清彦議員

通告書に従いまして一般質問を行います。今回の私の一般質問5件中4件が助成制度の新しく助成してほしいということのお願いでございます。まず、不妊治療の治療費の助成について伺いたいと思えます。まず不妊治療の現状ですね、国そして県、本村が助成を行っているかどうか伺います。

○ 松本好勝村長

ただいまの質問ですけれど、県は不妊治療のうち体外受精県費助成、これは特定不妊治療に要する経費の一部を助成しています。特定不妊治療については治療費が医療保険適用外であることから1回の治療費が高額ですと。28年度県予算約2億5千万円、予算の範囲内で補助ということなんですけれども、夫婦の合計所得が730万円未満、それから補助金は県が行う審査を経て決定するものであり、申請を受理したことにより助成を保証するものではありません。助成の額が1回の治療につき指定の金融機関に支払った治療費の額と15万円を比較して少ない方の額、平成28年度以降は治療開始の年齢により助成を受ける回数変動する。国、助成額の2分の1、県も助成額の2分の1。村は平成24年4月から島外での通院及び入院にかかる船舶運賃補助金交付要綱を策定し、不妊治療費を目的として渡航する場合の船舶運賃を治療回数に関係なく、制限なく全額補助していますということです。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。私も県または国の資料を持っていますけれども、本村では私も推進してまいりました渡航費に関しての助成も行っていることなんですけれども、沖縄県でも自治体ごとに助成をしているところがあります。今帰仁村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町、この5つの町村は助成をしているということでございますけれども、まず以下、伺ってまいります。本村の不妊治療の受診者数、過去5年までできれば、分かる範囲でかまいませんけれども教えていただけたらと思えます。

○ 松本好勝村長

不妊治療につきましては、保健指導所の保健師にも相談がなされていないということで

す。ですからそれだけ該当する方々についてはちょっと相談しにくいのかなと思っております。唯一こちらで船舶運賃の申請に来るときのみ分かるという範囲なんです、人数等については、この場で公表するのは差し控えたいと思います。プライバシー等に関わる問題が出てきますので、2、3名ということで答えとさせていただきます。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。この不妊治療、現在10組に1組、5組に1組といわれて、様々なデータもありまして私も資料の整理がなかなかできていないんですが、そんな中、去年の11月、一億総活躍国民会議は出生率を上げるための方法の1つとして不妊治療支援の拡充を提言しまして、金融庁が民間の生命保険会社に不妊治療保険の発売を促すというふうにも出ています。先ほど村長が言ったとおり、特定不妊治療費、こちらが保険の適用外ということで非常に高額になっております。また私も調べたところ本村にも不妊治療を行っている方々がいるということも分かっております。また不妊治療ということで女性だけが問題でもなく男性にも適用者がいるということで、また今後、この高い受診料をしっかりとサポートしていただければいいのかなというふうに思っております。またこの不妊治療の原因というのが精神的な面も非常に大きいということで、現在の補助制度でも1回はやはり自分達で支払わなくてはいけないというのが現状でございますので、しっかりと自治体はそのへんを補助することによって経済的支援を行うことで、また精神的な面のケアもできるのかなと私は思っております。そこで、本村で不妊治療の助成について今後行っていく必要があるかどうかの見解を伺います。

○ 松本好勝村長

治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、助成は必要だと思っております。それから、本村においては船賃の助成を実施しておりますけれども、助成を受けている方々からは負担軽減になりとても助かっているというふうに言われているところが現状でございます。したがって、このことにつきましては助成する必要があるのではないかと考えております。

○ 5番 當山清彦議員

前向きなご答弁ありがとうございます。また、先ほど村長も言ったとおり、なかなか相談しにくいということで、特別な窓口みたいなものも必要なのかなと私は思っております。そしてこれまで相談もできなかった、そして経済的な負担も大きかったということで過去に遡って助成していく必要もあるのかなと思っております。また私もなかなか資料も集めきれいなくて、今後、次年度に向けて推進してまいりたいと思いますので、今後も継続して質問させていただきますので前向きに検討していただきますようお願いいたします。

次の質問に移ります。移住者の支援について伺いたいと思いますが、まとめてご質問申し上げます。住宅の支援、就労支援、子育ての支援、以上3件、移住者支援を強化することにより人口減少過疎化に歯止めをかける効果があるのかなと私は思っております。当局

の見解を、今後こういったことをしていく必要性があるかどうか見解を伺います。

○ 松本好勝村長

移住者への住宅支援については、現在特に取り組んでいることはございません。村営住宅等の空きがないこと等で一部住民におかれましても住居を確保できずたいへん不自由な思いをされていることも承知しております。今後は村営住宅の建設をはじめ、民間アパートの建設の推進を積極的に取り組んでいく必要があると考えておりますので、移住者からの問い合わせにも対応できるよう移住場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、就労支援でございますけれども、現在、就労支援制度がなく移住者に対する経済的支援を行っていません。今後、住宅支援等を含め移住者の受入体制を整備していく必要があるというふうには思っております。

それから、3番目の子育て支援等でございますけれども、移住者に対しての特別な子育て支援はありません。しかしながら移住者だけではありませんけれども、子ども医療費等につきましては平成27年10月から通院3歳児までを6歳児までに年齢を引き上げるとか、それから平成28年4月から5万円を出産助成金ですけれども、28年4月から5万円を7万円に引き上げるとかというふうな措置は行っております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。医療費のこと、そして出産助成金、私も過去質問してきた中で7万円に増額していただくということ今回初めて伺いました。ありがとうございます。その中でこの3つの支援というものをしっかりと計画をしていただいて、これからもっと移住者を増やしていくという計画が必要だと思っております。また村長からも前向きな答弁をいただいておりますので、今後更に検討を重ねて進めていただきたいと思います。また、住宅に関しては次の質問に続きますので次の質問でさせていただきます。

住宅関連の助成について。1、長年問題となっている住宅不足の問題について村長の見解を伺いたしたいと思います。私も議員になってもうすぐ7年になるわけでございますけれども、1期目の最初の方からずっとずっと続いている問題でございます。なのでですね、そろそろ何か打開策を出さないといけないのではないかと。以前、協議会の中で民間業者が村内に集合住宅を建てるといようなお話も伺っておりますし、村長の行政報告の中でもそのことに関する報告もありましたので、それも踏まえて見解を伺いたしたいと思います。

○ 松本好勝村長

住宅不足問題については、村営住宅の建設、民間企業によるアパート等の誘致、空き家の活用等いろいろな面から調査研究を行っているところでございます。村営住宅建設については今年度、長寿命化計画を策定し、次年度以降設計建設工事を行ってまいります。民間アパートの建設については建設業者から建設予定地の地主への説明会を先々月行っているところであります。空き家の活用についても所有者から聞き取り調査を行い、居住提供

可能な空き家の情報提供ができるよう情報確保に努めてまいります。今後とも住宅不足の解消に向けて取り組んでいく予定でございます。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。次、まとめて伺いますが、村内の空き家数、そして宅地の空き地の数というものを伺いたいと思います。私以前にも一般質問で伺いましたとおり、村の方で空き地や空き家をしっかりと管理していただいて、その入り口にでも村が管理しているとそういったものを出していただくだけで村への問い合わせもどんどん増えてくると思いますし、その空き家を活用したいという方もどんどん増えてくると思います。その件も答えられる範囲で構いませんので伺いたいと思います。

○ 松本好勝村長

村内の空き家の数ですけれども、これは當山議員から12月の昨年の定例会でも質問を受けました。その時と同じように、平成27年5月15日の調査時点ということは12月定例会と同じことになりますけれども、字渡嘉敷の空き家の数が47戸、字阿波連が4戸。村内の空き地の数ですけれども、これは字渡嘉敷が11件、字阿波連が8件ということになっております。

○ 5番 當山清彦議員

以前伺った内容から変わってないということですのでけれども、空き家だけで渡嘉敷で47戸、阿波連で4戸。空き地の数が渡嘉敷で11件、阿波連で8件と、これだけ多くある中で、今現在村営住宅に住まわれている方でも9万円以上の家賃を払われている方もいるわけでございます。そういった方々はローンを組めば家も建てられるぐらいの額を村に毎月納付されているということで、そういった方々はもしかしたら土地がない、本島での住宅の購入を考えられているかも知れませんが、そういったのを情報をしっかりと集めていただいて、村が仲介していただけたら、この住宅不足の問題も何とか解決できるのかなと私は思っております。

先ほども伺ったんですが、村がこれだけ現状調査していく中で、地主さんなり家主さんなりに話をさせていただいて貸し出すように話をもっていったりですとか、村で管理させてほしいとか、そういった旨のやり取りを今後行っていくことができるかどうか伺います。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては前向きにいろいろ地主さんと話をもっているところなんですけれども、いろんな難しい問題等があります。と言いますのは、村が使うのであれば使わせますと言うんですけれども、肝心なお爺さんから親に引き継ぐ、親から子どもに引き継ぐという相続がうまくできていないというのが多々あります。ですからいま村が進めているアパート等につきましても、これを進めようとしたら、本人たちはOKなんですけど、見てみますとお爺さんの名義にそのままなっていると。お爺さんというのは私たちが顔もうっすらしか覚えてないようなお爺さんで、もうどこへ行っているか分からないぐらいの年代

なんです、そうかといって自分の親の名義になっているかという親の名義にもなっていないということで、いま若い本人が50歳前後の方々が管理をしているということになっていますが、その人たちに聞いても親の兄弟の子ども、本人からしますと従兄弟の許可を得ないと引き継ぎができないというふうなこと等があつて手間取っているのが現実です。そして、もしもそういうことが素直に契約ができるのであれば、ある業者はすぐアパート建てていいですよということまではいま了解を得ているんですけども、相続関係でちょっと手間取る感じがあります。ですから村としては、そういう相談事は前向きにやっているつもりではあるんですが、その情報等についてはまた個人で、もしもここにお家を造りたいということがあれば、個人対個人、村がアドバイス等をやつて、引き合わせをしようかということも思っております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。個人個人でやっていくということですけども、そういった窓口もしっかりあるということも村民にちゃんと知らせないと分からない部分もありますので、そういったところもしっかり力を入れていただけたらと思っております。また、相続等の問題で本当に問題が山積していると思っておりますけれども、この住宅問題に何か打開策をとということで今回提案しておりますので、どうか村の方で管理して、また前向きに住宅を建てれる方がいらっしゃるかもしれませんので、そのへんの方を進めていただけたらと思っております。

次に移ります。住宅関連の助成金について1から4まで、思い当たる限りでこんかい箇条書きにしたんですが、1、現在村営住宅に入居している高額家賃納付者向けの支援。これは過去似たような質問ですけども、議長もずっと推進してこられたものでございます。高額な所得者が入れないということで、これは絶対に必要なものであると思っております。2、村内で事業を営んでいる事業者向けに社宅、寮建築等の様々な支援策。3、住宅を新築される方への支援。4、バリアフリー化、そしてシロアリ被害等のリフォーム。様々な台風被害等のリフォームの支援とかも様々なものがあると思っておりますけれども、今後こういった住宅関連の助成金をつくっていただきたいということで今回、箇条書きですけども案を上げているわけでございます。村の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

1、2、3、4と箇条書きで出ておりますけれど、順次答弁をしたいと思います。村営住宅は村内で住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるための目的で設置されております。現在高額な家賃を納めている方は所得が多いことで高額家賃となっておりますので、村としては高額家賃納付者に対する支援は現在のところ考えておりません。

それから、2番目の事業者向けの社宅、寮建設の支援についてですが、村内のほとんどの事業所は村商工会の会員だと思われそうですが、商工会におかれましても会員である事業所を対象に様々な支援を行っているかと思われしますので、まずはそのような支援を活用して

いただけたらと思っておりますので、現時点の村からの支援は今のところ考えておりません。

それから、住宅を新築される方への支援についても現在村からの支援は考えていません。

バリアフリー化の支援については要介護者等が介護保険による住宅改修が可能となっており、支給額は支給限度額基準額の9割までとなっておりますので、現在村独自のそういった支援等については考えておりません。ですからそういう制度を活用していただきたいということでございます。

それから、シロアリの被害等のリフォームの支援についてですけれども、住宅を新築する際は、誰しもが住宅がシロアリの被害に遭わないようにシロアリ対策を講じているかと思いますが、それでも被害に遭うのが現状かなと感じているところでもあります。しかしながら住宅の所有者として住宅の建設後でもシロアリの被害に遭わないように対策を講じていく努力は所有者としての義務であると考えております。村としてはシロアリの被害等のリフォームの支援は現時点で考えておりません。

○ 5番 當山清彦議員

私が提案したものは全てバツでしたけれども、先ほども申したとおり、村が前村政からずっと要望しているものですけれども、村営住宅を建てられない様々な問題でということで、私が先ほど挙げたものに関しては費用の助成という面だけではなく支援ですね、土地を斡旋する。先ほども申しましたけれども空き地の斡旋、そういったところも支援のひとつでございますので、今後民間のアパートが建てられるということで少しは軽減されるのかなと思いますけれども、もっと民間の力を活用して、村がお金がないとか、県の関係で建てれない、そういったものは住民も私ども議会も聞き飽きているところでございますので、何かしらの打開策をしっかりと提示していただけたらと思っております。

次の質問に移ります。シロアリに関してでございます。住民がいくら駆除しても梅雨の時期になりますと非常に多く出てくるということで、この発生源がいったいどこにあるのかも分からないということで、村はその点を把握しているのかどうか、そして村全体でシロアリをどうにかして駆除するような考えがあるのかどうか伺います。

○ 松本好勝村長

今の時期につきましては、やはり沖縄の言葉でフェーマイといいますか、そういう場合には必ずシロアリが外灯等にもかかるような状態になるかと思っておりますけれども、このシロアリの費用の助成等については今のところ村でもってそれを駆除するということは考えておりません。そして私どもも隣村をいろいろ調査をしたんですけれども、このことについて村でそういった駆除を村内でやるということ等についても、そういったことはやっていませんよというのが現実であります。と言いますのは、簡単に今はそれできない状況であるのが事実でございます。というのは、シロアリもそうなんです、蚊の駆除でもこれやっても大変なんです。国立公園なのにこういうことをやって云々という苦情もあるわけ

ですので、おそらくこのシロアリ等の駆除をするとまた何を言われるか分かりませんので、今のところ村でもってこのシロアリ等の駆除というのは考えておりませんので、そこらへんのご理解をしていただきたいと思います。

○ 5番 當山清彦議員

殺虫剤等を使えばそういった問題も出てくるでしょうけれども、誘引剤を使って駆除するという方法を使って、いろんな害虫等の駆除をする方法で行っている自治体も多々ありますので、そういったところも調べていただいて、以前島村議員のご発案で蚊の駆除もやっていたいただきましたけれども、そういったときでも殺虫剤関係で問題が出てきたということで、そこで諦めるのではなく、また違うところで何か考えられないかということで今回要望しておりますので、諦めるのではなく次にいけるように何か考えていただけたらと思います。

次の質問に移ります。河川の整備について伺います。キンノカーラの下流ですね、河川と交わる箇所に三角州ができているということで、付近では大雨時に氾濫し、農道や農地に大きな石や木が上がっている状態でございます。この管理体制についてまとめて伺います。管理体制と今後の対応について伺います。

○ 松本好勝村長

それでは、県管理である渡嘉敷川においては河川沿いに形成された集落や農業基盤の洪水防止のための拡幅や生態系に配慮した多様性に富んだ水際の対策として、沖縄県による自然災害防止事業による対策事業が平成15年度から始まり今年度が最終年度となっております。恩納堰からの2号排水路の改修、2号溜め池川からの4号排水路の改修に併せ、渡嘉敷川の大規模な改修に伴い、今後は河川災害の防止につながることを考えております。管理体制については定期的に草刈りや倒木等の撤去を実施しておりますが、キンノカーラの下流の三角州の草刈り及び土砂の撤去については、今年度はまだ実施しておりませんので、沖縄県と協議の上、早めに重機などの使用などの予算計上で対応していきたいというふうに思っております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。管理体制について伺いたいんですが、昨年度からずっと続いているそうでございます。今の管理体制、県に要望もするんでしょうけれども、今の管理体制について伺います。

○ 松本好勝村長

その三角州については、渡嘉敷川の方は沖縄県の管轄、それから排水路の方は村の管轄になっているようでございますので、キンノカーラまではおそらく村が管理しなければいけないのではないかと思っております。そのことについても一応沖縄県と協議の上、早めに対応したいというふうに思います。

○ 5番 當山清彦議員

昨年から続いているということで、見回りをちゃんとしているのかどうか。たぶん経済建設課だと思いますけれども、交わっているところなんで管理のあれで難しい部分だとは思いますが。それで河川の方にも草がいっぱい生えてそれも氾濫の原因になっているんじゃないかというふうに伺っています。この管理体制なんですよ。去年から続いているということで、なぜここまで手を付けなかったのか伺います。

○ 松本好勝村長

下流の方でちょうどカンジャヤ一近辺で工事が進んでいますので、そこに予算を集中しているといいますかね。そういうことで上流の方は触りきれなかったというのが去年からですから同じような状態だと思っております。これ早速調査をして対応したいと思えます。

○ 5番 當山清彦議員

早急に土砂の撤去に三角州を撤去しないで除草の方もしていただけたらと思えます。以上で私の質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番當山清彦議員の一般質問を終わります。

次に6番與那嶺議員の発言を許します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

4件ご質問をしたいと思えます。まず一文字防波堤についてでございます。見ているとあまり工事が進んでいないといいますかね。海洋土木については工期というものはあつてないようなものではあるんですけど、そういうのは理解してはありますが、これ当初の災害復旧のときの計画と違ったような感じがするんですけど、現場見ると、これ変更なったかどうか、まず伺いたいと思えます。

○ 松本好勝村長

それでは私の方から、その答弁をしますけれども、詳細については前経済課長、総務課長の方からまた後で説明をさせます。全面復旧については当初予定より大幅に遅れ、本年度中になるものと思われる。本年度と言いますと来年の3月ということでございます。遅れる理由として、復旧工法の一部変更及び防波堤ケーソンの設計製作に時間を要するためだということでございます。今後とも1日でも早く復旧できるよう国県に働きかけていきたいというふうに考えております。それでは総務課長の方から詳細について補足答弁させます。

○ 神里敏明総務課長

防波堤の災害復旧の工事につきましては、県の方で実際作業を初めて下のケーソンとか基礎の部分を使えるかどうか見てみないと分からないというような状況もございまして、おそらく変更は出てくるだろうというふうに県も見込んでいたように思いますが、実際にはやっぱりケーソンが使えないと、新たに製作をするための設計変更等もございました。先月再度こういったことに関して、また国の再査定が行われているようですので、さらにま

た再査定に基づき、また工事が行われていくというようなことで当初よりどんどん遅れてきているような状況でございます。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

遅れた理由というのは私もよく現場の方気になっているものですから見ていて、たまに作業関係者からも少しずつ聞いたりして、ある程度のことは把握していたんですけど、問題ですね村長、今、課長がおっしゃったように、ケーソンが1つ無くなっていますよね。もう梅雨が開けると台風はいやでも来ます。そのときの二次災害ですね、今の船揚場あたり、たぶんまともに波が来るだろうと見ています。海洋土木ですから急いでやれやれと言ってもね。直ぐ出来ずらいですけど、そこらへんまで考えていますか、村長。二次災害も起こる可能性あるなど。

○ 松本好勝村長

当然、船接岸さえも難しい状況ですので、台風までにとこの当初の大慌てで去年の段階ではそういうふうにご考慮しておりましたけれども、今の作業の進捗状況を見るとまず難しいということはもうはっきりしておりますけれども、二次災害云々までは、私の今の頭にはないですけども覚悟しなければいけないのかなとは思っております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

これは十分に想定できますので、覚悟していただきます、村長。もう7月から台風ですよ。村民からもいつ終わるか、我々もわからんでは話にはならんわけですから。さっき課長から変更があったというのも、それも伝えますけどね。現在、何パーセントぐらい工事できているのかな、ケーソン先ほど課長製作中と言っているけど、そこにある前からいっている60トン級のテトラポットですか、そういった諸々等はもう完成しているのかどうかですね。できたらこの件に関しては詳しく説明をお願いします。

○ 松本好勝村長

そのことにつきましては、今何パーセントいっているかという質問なんですけれども、私もその内容等を把握しておりませんので、後日、確認をしてお返事したいというふうに思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

島外から来て工事なさっているとね、なかなかこの島の台風の状況があまり把握していないと思うんですよね。だからのんびりはしていないはずだけど、もし台風が来ると厳

しい状況におかれるということだけは伝えておくべきじゃないかなと思っています。これはさっきから言っているように急げ急げと言ってもね、急げるもんでもないですけど、あとはスムーズにいくように願うしかないのかなというふうに思っています。

次いきます。港湾整備についてでございます。防舷材の取り付けが遅れているということでしたけど、以前、村長は県の方に行って、嵩上げの部分、承認を貰っていたのかどうかですね。貰ってるとしたら、これも同じく直ぐ台風来ますので、貰っているとしたらいつ頃から着工なのかということですね。

○ 松本好勝村長

防舷材については去った4月13日に沖縄県南部土木事務所河川港湾班と村、船舶課そして船長を交え最終の設計の確認をいたしました。破損した防舷材は破損区間に5m間隔の配置で再配置する予定です。受衝工嵩上げ部分についてはフェリーのフェンダーの位置を勘案した上で4基設置いたします。その他、網矢板からの吸い出しを防ぐために値固石による基礎の補強及び防食工を行う予定です。なお工事発注時期については平成28年7月頃を予定しており工期は平成28年8月から平成29年3月まで予定期間となっております。以上でございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

28年7月からということですよ、来月からということですか。再来月からということですよ。4カ所ということで、これは今の上がった部分からの嵩揚げだけですか。それとも基礎から嵩上げしてくるの。

○ 松本好勝村長

これは上の部分だけでございます。下からじゃなしに、今の栈橋にそのままその部分の4個嵩上げをするということです。下からではなしに。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

これはもうある程度目処ができていますので、再来月から発注というかたちになりそうですので早急に台風対策に備えてやっていただきたいなと思います。

次、防犯カメラの設置についてでございます。毎年、約10万人以上のお客さんが島に来ます。その中で防犯カメラが1台も設置されていないと、その中ではいろいろ外国の方もみえて島内にも必要じゃないかなと思っていますけど、それに関して必要性があると思うか、思わないかだけでもよろしいですので答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

防犯カメラの設置は、犯罪多発地帯やまたは将来犯罪が発生する可能性が高い場所で、犯罪を予防する効果が具体的に期待できることが必要かと考えております。一方、防犯カメラの設置でプライバシーの侵害によるトラブルもあるので、設置には慎重に検討する必要があります。特に村が設置する場合には地域住民の意見も聞く必要もありますし警察との事前調整も必要だと思っていますところではありますが、設置には十分現状を確認

して判断する必要があるというふうに考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

村長、今、私の質問は必要と思いますかを聞いています。

○ 松本好勝村長

こういう質問が出て私もいろいろ考えるんですけども、港近辺、例えば出入口ですね、北側、南側そこらへんには、そう言われてみると必要なのかなという感じも受けてはおります。このことについては警察とも相談したいと思います。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

今の村長の答弁ですと必要だと思うというふうな解釈いたします。私も先ほど言ったように、これだけのいろんな方々が出入りする中では、必要じゃないかなというふうに思って一般質問をしています。これは早急にやれじゃなくして検討しておく必要があるんじゃないかなと前もってお願いしておきたいなと思います。

次いきます。島の生態系についてでございます。村長覚えていますかな、村長が副村長の頃10年ぐらい前かな、私この問題1回一般質問しました。その時はそんなに生態系がどうのこうのじゃないんじゃないかなというふうな感覚もあったんですけど、改めて再度質問させていただきます。今、正直言って島の生態系がだいぶずれていると言いますか、荒れていると言いますか、表現もしにくいほどですけど、これ全国的に村長もご存じだと思いますけど、うちの島だけじゃないですよ。いろんな問題生態系が崩れてどうのこうのと、例えば琵琶湖あたりでもいろんな外来種の魚がいたりとか、いろんな問題でよくテレビで取り上げられます。うちの島にとっても、条例化で管理したらどうですかということですけど、陸続きでずっと管理がしにくいはずだけど、うちの場合は離島がゆえに管理もしやすいと思うんですよね。そこらへんで条例化で管理したらどうかということですけど、それに関してはどうですかね、村長。

○ 松本好勝村長

先ほどの與那嶺議員の私が助役の頃からそういった質問記憶しております。そして今回のこの質問でございますけれども、外来生物の問題については生態系のみならず人間や農林水産業まで幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。全ての外来生物が悪影響を及ぼすわけではないわけですけども、元々その場所で生活していた在来の生物との競争により非常に大きな悪影響を及ぼすものもおります。外来生物被害予防三原則のように入れない、捨てない、広げない、この原則を心にとめながら環境省とも調整した上で、外来生物の持ち込み、在来生物との持ち出しの条例の制定について調査研究をしていきたいというふうに思っております。幸い近くには環境省もいらっしゃいますので、そことも相談をして、これ研究をするように指示をしたとこととでございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

これね村長、条例化して、ある程度、徹底管理した方がいいですよ。今からでも遅くあ

りませんので、ひとつこれは条例化することを期待しております。

これで一般質問終わりますけど、今日、私、最後の質問者になりましたけど、いろんな方々の一般質問を聞いていて村長にもいろいろ意識改革すべき点多々あるかなというふうに感じておりました。ご答弁ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで6番與那嶺議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了いたします。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第2号、平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

報告第2号、平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書を次の通り報告する。

平成27年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書これ一般会計の分でございます。下の表のとおりでございますけれども、款項そして事業名、翌年度繰越額を読み上げますけれども、財源内訳等については皆さん方で目で追っていただきたいと思えます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名渡嘉敷村職員住宅建設事業、金額1千399万円。2項総務費、1項総務管理費、事業名地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業、金額999万3千円。

3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金低所得の高齢者向け給付金252万2千円。

8款土木費、2項道路橋梁費、村道阿波連線道路改良事業、金額が1億118万8千円。

10款教育費、2項小学校費、事業名阿波連小学校校舎改築事業、1億4千569万3千円。合計金額2億7千338万6千円でございます。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はあいませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号、専決処分の承認（渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第27号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分したので同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

次のページに専決処分書が出てきます。

渡嘉敷村、告示第4号として、専決処分書、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され平成28年4月1日から施行されることとなった。これに伴い渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要が生じたが議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

以上でございます。ご審議ほどお願いいたします。

次のページから条例の交付、そしてその次にまた正誤表、改正前と現行の正誤表が載っていますからご覧になってください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第28号、専決処分の承認（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第28号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分したので同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

次のページに専決処分書が出てきます。

渡嘉敷村告示第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定のより、次のとおり専決処分する。

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例。

専決処分理由、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され平成28年4月1日から施行される。これに伴い渡嘉敷村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

そして次のページから改正する条例が出てきますのでご覧になってください。以上でございます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第29号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

特別職の職員で非常勤のものの追加に伴い所要の改正をする必要がある。これがこの条

例案を提出する理由でございます。次のページに改正の内容が出ていますのでご覧になってください。以上でございます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第30号、平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第30号、平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について。

平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第30号、平成28年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)。

平成28年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8千910万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正

第2条地方債の変更は第2表地方債補正による。

以上でございます。なお詳細につきましては、副村長以下各担当課長の方から説明をさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 當山清彦議員

16ページの農林水産業費6款の168万円、この概要について伺います。

すみません。聞き方悪かったですね。この3件、同じ工事なのかどうかというのと、あと工期等を概要伺えたらと思います。

○ 神里敏明総務課長

農林水産業費、漁協費なんですけれども、委託料は以前からも議員からも要望ありました阿波連漁港の東屋近くの方の船を置く所のコンクリートとする設計の委託料ですね。それから工事請負費の転落防止柵設置工事は慶良間マリーンの手前の村道前岳線から水が流れてくるヒューム管があるんですけど、そちらの方の蓋が無い分の安全柵をするための柵設置ですね。それから漁港内の巻き上げ機近くの入って行って山手側の方これも前岳線から下りてくる水が流れてくる所があるんですが、そちらの水たまりの方の安全柵を設置するという、それからみつしま待合所の設置使用合わせて168万となっております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。その中のみつしまの待合所の設置工事について、どのようなものなのかあと工期を伺います。

○ 神里敏明総務課長

この待合所につきましては、いろいろ役場の方でも検討しているところなんですけれども、既設のプレバブを持ってきて設置した方がいいのか、それから現場で鉄骨で造り合わせた方がいいのか、そこらへんを設置方法を今検討しているところで、どちらかで実施する方向でありますけど、造った後の管理面とか、そこらへんも考慮しながら早めに決定して施行したいというふうに考えております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。まだちゃんとは決まっていないということですけど、予算措置いただいたということで、私も座間味村の方から要望をいただいて何度か要望してまいりました。予算措置本当にありがとうございます。以上で終わります。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

10ページの駐車場舗装工事、これ午前中に一般質問もありましたけど、これは現在舗装されていない砂の部分だけなのか、ということをお聞きしたいと思います。200万計上されていますけど、もしあれでしたら、今日午前中質問があった砂場まで取っ払ってやった方が非常に有効かなと思いますけど。

○ 神里敏明総務課長

この場所は、みなさんご承知のとおり村長からのお話もありましたけれども、公民館裏ですね。前の方の舗装であります。ただ保育所の跡地利用の関連もあります。公民館の建

て直しとか、そこらへんも考慮して全面的な舗装は今ちょっと見送ろうということで、今回、補正で上げている額でのものは郵便局側から公民館の入口、それから保健指導所への入口をまず確保しようということで、その分は今通路的な舗装を予定しております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

大分ありますので、まとめていきます。先ほど15ページですけど鳥獣の防護柵の問題ですけど、皆さんも被害調査などをしてわかると思いますけど、現在ターウムのところなんかこの前も被害がありまして、どうしているかといったら、あれ金網でやっても下から穴掘って、この前入ったんですよね。果たして皆さん4件ぐらいかな予定しているのは、この75万という予算で、これで果たして入らんのかなと思ったら無駄になりはしないかな。もっとしっかり研究してからやってもよくはないかなと、今、因みにモズク網みでやっていますよね。モズク網みであれいくだぐらい掛かると思います。1つの田んぼ、約6万から7万掛かります。300坪ぐらいですね。鉄筋打って囲うのに、私、今やっていますけど7万掛かりますよ。これからすると何件かという。先ほど補佐からの説明がありましたけどね、かなり厳しいものになるんじゃないかなと、またお年寄りのことですからヌーガ ワッタームンヤ サンヤルというようなこともないとは限らんですけど、そこらへん上手くご理解できると思いますか。答弁は後でよろしいです。

それと同じく15ページ農業施設100万組まれています。その説明ですね。

それと16ページ、先ほど阿波連漁協の舗装工事、これは舗装委託業務となっていますけど、舗装のみだけですか。それともそういった繋留できるようなアンカーも打つのかどうか、そこらへんも含めて詳しく説明をお願いします。

それと18ページ、村道阿波連線改良工事450万、現場はどこなのか。

それと19ページ、村営住宅工事請負契約132万円、その説明をお願いします。

○ 新垣聡経済建設課長補佐

先ほどご質問のあった件なのですが、総務課長が先に答弁したとおりに専門業者来ていただきまして、仮に設置をしてもらって今写真もあるんですが、下の返しも付いていて潜って来られないような造りになっています。

○ 神里敏明総務課長

15ページの農地費の工事請負費の100万ですけども、これは村道阿波連線の現在経済建設課の方で発注しております道路改良事業、松本とか田んぼがあるとことがありますけれども、弘祐さんの住宅の後に里道があるんですが、河川側に向けてですね。村道から河川側に向けて。その道の補修工事費で100万を計上してあります。

引き続き16ページ、農林水産業の方の漁港管理費、先ほども述べましたけど委託料で36万8千円、阿波連線漁港船揚場舗装設計委託費、これは船を上げて固定する、係船するところですね。ですのでコンクリート舗装で係船管等も設置、固定する係船管等も設置するための設計委託料となっております。

休憩願います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明総務課長

18ページ、村道改良費工事請負費で450万円の増額ですけれども、この橋梁工事におきましては、今回A2橋台の方になるんですけれども、当初交付決定額に今回さらに増額されることになりましたので、その分の増ということになります。

それから19ページの土木費、住宅維持管理費の工事請負費132万円、これは渡嘉志久団地のF棟、G棟の方の屋外の配水管の改修工事の改修費用となっております。以上です。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 3番 平田春吉議員

17ページですね。渡嘉敷村観光誘客プロジェクト委託業務費というのをちょっと詳しく説明してもらえませんか。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

この事業はもう既に発注はしております。誘客プロジェクト事業と観光推進事業いろいろ3本立てでやっている中で、今回委託を実施しておりますが、その中で調査業務と、そういった業務の中で事業量の変動しますので、その分の補正ということで上げてあります。

○ 3番 平田春吉議員

これまだ業者なんか決まっていらないわけですか。予算だけですか。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

はい、既に事業は発注しております、業者も決定しております。事業は実施中です。

○ 3番 平田春吉議員

これは課長、公表するわけにはいかないんですか。誰も知らないと思うんですけどね。どういう人がこの業務に携わっているということを公表したらまずいんですか。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

この業務の委託はホームページ等で公募をして業者決定後もホームページの方で決定業者ということで公開をしております。因みに受託した業者は県内のライブスという業者が請け負って今業務を進めているところです。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第31号、平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第31号、平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第31号、平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千317万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3千703万6千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第32号、平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第32号、平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第32号、平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ223万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億468万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第33号、平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第33号、平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地

方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月15日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第33号、平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千266万5千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算による。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第14、発議第5号、米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 當山清彦議員議員

発議第5号

平成28年6月15日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山 清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議

4月28日（木）から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は同日、死体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者さらに県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声が広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市のビジネスホテルで発生したばかりであった。

本村議会は米軍による事件・事故等が発生するたびに、抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取組の実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本村議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性死体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く要請する。

記

1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底的に図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。
3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、決議する。

平成28年6月15日

沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先 在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、駐日米国大使
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第6号、米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

発議第6号

平成28年6月15日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

賛成者 渡嘉敷村議会議員 宮平 鉄哉

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

4月28日(木)から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は同日、死体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、さらに県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声が広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであった。本村議会は米軍による事件・事故等が発生するたびに、抗議を行ってきたものの綱紀粛正などの取組の実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪な事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が、戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策

を講じるべきである。

よって、本村議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性死体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて嚴重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の徹底、実現を強く要請する。

記

1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀肅正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。
3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月15日

沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先 内閣総理大臣、内閣防衛庁長官、外務大臣、防衛大臣

沖縄北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上です。ご審議ください。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成28年度渡嘉敷村議会第3回定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って本定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第7条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。
これで本日の会議を閉じます。
平成28年第3回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

(閉会 午後3時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）